平成２４年（フ）第１７３号
鹿児島県鹿児島市平川町924番地４　上村方
債務者　本村　祐可
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第８３号
釧路市新橋大通９丁目１番17号
債務者　成田　則子
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１４４号
川崎市幸区小向西町２丁目39番地　宮澤ハイツ102、申立時の住所川崎市幸区古市場1825番地　きよみ荘26
債務者　李　　相玉
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７１号
川崎市中原区下小田中１丁目25番20号　アパートメントカヤ105
債務者　新居　英城
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７５号
川崎市高津区宇奈根721番地１　ランドステージ高津多摩川106、前住所東京都武蔵村山市神明３丁目５番地６　フェストーソカーネ302号
債務者　永堀　一樹
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
川崎市川崎区渡田山王町14番13号　昭和荘Ａ棟２階
債務者　松原　正昭
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８２号
川崎市川崎区渡田山王町14番13号　昭和荘Ａ棟２階
債務者　松原美智代
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８８号
川崎市麻生区千代ケ丘８丁目５番７号　坂本ハイツ102
債務者　由川　盛正
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
川崎市宮前区菅生４丁目９番39号
債務者　河上真由美
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２４９号
川崎市川崎区池上町10番４号
債務者　山下　　忍
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
愛知県豊田市深田町４丁目40番地３　サニーハイム野々山２－Ａ号
債務者　溝口　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７９６号
横浜市港南区下永谷４丁目１番２－402号
債務者　飯島　元樹
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８１号
横浜市瀬谷区五貫目町10番地１　マークスプリングス・メゾンＢ207号
債務者　國松　朝一
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８９号
横浜市神奈川区松見町３丁目942番地３　ダイアパレス妙蓮寺Ｂ－８号
債務者　岡田　一美
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９９５号
神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷１丁目11番23号ＭＫハイム203
債務者　森田　幸雄
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部